

既存共同住宅等へのごみ集積施設等の設置 及び清潔保持に関する協議指針

令和2年3月19日環境局長決裁

(目的)

第1条 この指針は、別に定める「ごみ集積施設の設置等に関する指導要綱（平成11年4月16日市長決裁）」（以下「指導要綱」という。）に基づきごみ集積施設を設置した共同住宅等以外の既存の共同住宅等（以下「既存共同住宅等」という。）に対し、ごみ集積施設の設置及び清潔保持等について必要な事項を定め、ごみの適正排出及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針における用語は、指導要綱において使用する用語の例による。

(対象とする既存共同住宅等)

第3条 この指針の対象とする既存共同住宅等は、次の各号に掲げる建築物とする。

- (1) ごみ集積施設が設置されていない4戸以上の共同住宅等
- (2) 既に他の者が使用している集積所（以下「既存集積所」という。）をごみ集積施設として特定している共同住宅等

(ごみ集積施設の設置等)

第4条 既存共同住宅等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、当該既存共同住宅等の居住者が既存集積所を共同利用するうえで、他の利用する市民と良好な関係を保持するよう努めるものとする。

2 前項の規定に関わらず、既存共同住宅等の居住者によって、不適正排出がなされる等により、他の市民と既存集積所を共同利用するうえで良好な関係を保持できなくなったと認められる場合は、所有者等は専用のごみ集積施設を設置するものとする。ただし、指導要綱第2条第1項ただし書きに規定する場合は、居住者への排出指導や、共同利用する既存集積所を管理する代表者との協議を行うなど、専用のごみ集積施設の設置等に代わる適切な対策を講ずるものとする。

3 前項本文の規定により専用のごみ集積施設を設置する場合、その設置場所は当該既存共同住宅等の敷地内とする。ただし、敷地の形状、周辺道路の状況等により敷地内に設置することが困難であると認められる場合は、地域住民と協議のうえ、当該既存共同住宅等の敷地の周辺に設置することができる。

4 前項本文に規定する場合は、別に定める「ごみ集積施設設置基準（平成11年4月16日環境局長決裁）」（以下「設置基準」という。）に基づき設置するものとする。ただし、敷地の形状等、設置基準によりがたいと認められる場合は、別途協議するものとする。

5 第3項ただし書きにより敷地の周辺に集積所の位置を決める場合は、設置基準第4条を準用するものとする。

(事前協議等)

第5条 所有者等は、ごみ集積施設及び集積所（以下「ごみ集積施設等」という。）の設置について、あらかじめ当該ごみ集積施設等の近隣住民に対して説明を行う

とともに、「ごみ集積施設等設置協議書（様式第1号）」（以下「協議書」という。）を提出し、環境局長と協議するものとする。

- 2 所有者等は、前項の協議書の内容を変更しようとするときは、「ごみ集積施設等設置変更協議書（様式第2号）」（以下「変更協議書」という。）を提出し、環境局長と協議するものとする。

（検査）

第6条 所有者等は、ごみ集積施設等の設置完了後に、前条第1項の協議書若しくは同条第2項の変更協議書の内容に適合するものであることについて、環境局長の検査を受けるものとする。

- 2 環境局長は、前項の検査において、ごみ集積施設等が前条第1項の協議書若しくは同条第2項の変更協議書の内容に適合していないと認めるときは、必要な指導又は助言を行うものとする。

（ごみ集積施設等の管理）

第7条 所有者等は、ごみ集積施設等の管理について、指導要綱第6条第1項各号に規定する項目を順守するものとする。

（その他）

第8条 この指針に定めるもののほか、本市が必要と認める事項について、所有者等は環境局長が別途指示することに従うものとする。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月31日改正）

- 1 この改正は、令和3年4月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この改正の施行の際現にあるこの改正による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。